

平成 28 年度 事業計画

学校法人 共立女子学園

[目 次]

I. 平成 28 年度事業計画策定の方針	1
II. 学園全体	1
1. 教育研究活動の推進	1
2. 学生生徒等の支援	1
3. 国際交流活動の推進	1
(1) 大学院・大学・短期大学	
(2) 中学高等学校・第二中学校高等学校	
(3) 学園の国際交流活動に関する組織体制の整備	
4. 広報活動の推進	2
(1) 学園全体	
(2) 大学院・大学・短期大学	
(3) 中学高等学校・第二中学校高等学校	
(4) 幼稚園	
5. 情報通信環境の整備充実	4
(1) 学園全体	
(2) 大学院・大学・短期大学	
(3) 中学高等学校・第二中学校高等学校	
(4) 幼稚園	
6. 地域・卒業生・保護者との連携	5
(1) 大学院・大学・短期大学	
(2) 中学高等学校・第二中学校高等学校	
(3) 幼稚園	
7. 省エネルギーの推進	6
8. 施設設備の整備	6
(1) 新 2 号館の建設	
(2) 神田一ツ橋キャンパス内の施設	
(3) 神田一ツ橋キャンパス以外の施設	
(4) 設備・所蔵品の適切な管理	
9. 管理運営の充実	8
(1) 一体的な学園運営の強化	
(2) 自己点検・評価及び学園中長期計画の進捗管理体制の整備	
(3) リスクマネジメント体制の整備	
(4) 事務局の組織の改善と人事諸制度の整備	
10. 財政基盤の確立	9
(1) 財政施策の展開	
(2) 予算制度の運用	
III. 大学院・大学・短期大学	10
1. 教育研究組織の改革	10
(1) 大学院（博士課程）の整備	
(2) 文芸学研究科文芸学専攻（修士課程）の教育の質保証	

(3) 看護学研究科看護学専攻（修士課程）の整備	
(4) 家政学部児童学科の教育の質保証	
(5) 文芸学部・国際学部の差異化	
(6) 短期大学の教育の質保証	
(7) その他の取組	
2. 教育活動の改善充実/教育の質保証のための取組	10
(1) 3つのポリシー	
(2) エビデンス・データ/IRの推進	
(3) 教育内容の充実	
(4) 教育方法・履修指導の充実	
(5) 組織的な教育体制の構築	
3. 研究活動の充実	11
(1) 学内外の資源を活用した研究活動の充実	
(2) 研究面における国際交流の充実	
(3) 研究環境の整備	
(4) 研究成果の社会還元と外部資金の獲得	
4. 学生支援活動の充実	11
(1) 学修支援	
(2) 生活支援	
(3) 就職・進路支援	
5. 入学者の確保	13
(1) 入試方法の改善	
(2) 広報戦略に基づく学生募集活動の強化	
6. 管理運営体制の充実・教員組織の適正化	14
(1) 管理運営体制の充実	
(2) 教員組織の適正化	
(3) 高大連携の強化	
IV. 中学高等学校・第二中学校高等学校	15
1. 教育活動の改善充実	15
(1) 建学の精神・新学習指導要領等を踏まえた教育の推進	
(2) 教育課程・教育指導の見直し・改善充実	
(3) 指導力の向上	
(4) 教育機器の有効な活用	
2. 生徒支援活動の充実	15
(1) 学習支援・進路支援	
(2) 心身の健康づくり	
(3) 生徒の安全の確保	
3. 入学者の確保	16
(1) 新入学者の確保	
(2) 転編入学者の受入れ	
4. 管理運営体制の充実・教職員組織の適正化	16
(1) 管理運営体制の充実	
(2) 教職員組織の適正化	

- (3) 定員規模の検討
- (4) 高大連携の強化

V. 幼稚園 18

1. 教育活動の改善充実 18

- (1) 建学の精神・新幼稚園教育要領等を踏まえた教育の推進
- (2) 教育課程・教育指導の見直し・改善充実
- (3) 指導力の向上
- (4) 施設設備の整備充実

2. 園児支援活動の充実 18

- (1) 学習支援
- (2) 心身の健康づくり
- (3) 園児の安全の確保

3. 入園者の確保 18

- (1) 新入園者の確保
- (2) 転編入園者の受入れ

4. 管理運営体制の充実・教職員組織の適正化 19

- (1) 管理運営体制の充実
- (2) 教職員組織の適正化
- (3) 他の設置校との連携の強化

VI. 平成 28 年度予算の概要 20

- (1) 資金収支予算 20
- (2) 事業活動収支予算 21

I. 平成 28 年度事業計画策定の方針

平成 28 年度は、「共立女子学園中長期計画」（平成 25 年度～平成 29 年度の 5 ヶ年計画、平成 25 年 12 月 17 日評議員会・理事会承認）の第 4 年度として、当該計画の実現を目指して、教育研究機関としての確固たる地位の維持向上、更なる発展に努める。

特に、平成 28 年は、創立 130 周年を迎えることを期に、新たな教育ニーズに対応した学修環境の整備や国際化の進展に適切に対応できる人材育成のための教育研究活動を推進する。また、学園の理念や活動について内外の理解と共感を得るために、積極的な広報活動を展開し、学生確保に努める。このような方針の下に平成 28 年度の事業計画を次の通り策定する。

II. 学園全体

1. 教育研究活動の推進

建学の精神、校訓、学園ビジョン、人材養成目的を踏まえ、社会に広く貢献できる自立した人材を育成するとともに社会の発展に寄与するため、教育研究を推進する。平成 29 年度の看護学研究科（修士課程）の開設に向けての準備を進める。また、学修成果に着目した教育の質保証のための取組を推進する。

中学高等学校・第二中学校高等学校・幼稚園においては、新学習指導要領、高大接続改革実行プラン（文部科学省）等を踏まえた教育の推進、教育課程・教育指導の見直し・改善充実、指導力の向上等の取組を推進する。

（Ⅲ-1・2・3・4、Ⅳ-1 及びⅤ-1 に詳述）

2. 学生生徒等の支援

学生生徒等の支援に積極的に取り組む。特に、大学院・大学・短期大学においては、学生の意見・要望等を踏まえつつ、正課教育・正課外教育・正課外活動それぞれの活動について、一層の改善・充実を図るとともに、これらの活動の有機的連携を図って教育の充実に取り組む。

また、学生への経済的・精神的な支援、就職・進路に係る相談・支援に積極的に取り組む。

中学高等学校・第二中学校高等学校・幼稚園においては、進路実績・教育実績を踏まえて学習支援・進路支援活動の改善充実を図るとともに、生徒・園児の心身の健康づくりに取り組み、生徒・園児の安全確保に万全を期す。

（Ⅲ-4、Ⅳ-2 及びⅤ-2 に詳述）

3. 国際交流活動の推進

(1) 大学院・大学・短期大学

① 海外の大学との学術交流の推進

従来の国際文化比較研究に加え、海外学術交流に係る共同研究を実施する。また、協定校及びそれ以外の教育機関を含め、新たな共同研究先の開拓に取り組む。

② 協定校・提携校との交流活動の推進

オーストラリア クイーンズランド大学とのインターンシッププログラムを具体化し、実施する。なお、派遣学生数の増加と語学力の向上のため、事前事後支援の充実を努める。

また、海外における新たな交流先の開拓に努めるとともに、併設校を中心に、高大連携による交流活動の推進を図る。

③海外留学・研修プログラムの充実

海外研修参加者対象に、訪問地域の文化理解や語学力向上を目的とした事前講座を実施し、円滑な留学・研修に向けた支援を図る。

短期研修参加者への事前事後フォローを充実させ満足度を高める支援の実施とともに長期留学へ繋がる支援を行う。

また、学生の語学力の一層の向上を図るため、国際学部で英語による授業プログラム（GSEプログラム）を平成28年度から実施する。

④海外からの留学生・研修生の受入れの拡充

長期・短期を通じての外国人学生の受入れの拡充に取り組むと共に科目等履修生等さまざまな形態での外国人学生を受入れに努める。その一環として、日本の文化を英語で学べる KJE (Kyoritsu Japanology in English) プログラムを平成28年9月から開講する。

また、新2号館において、学生と留学生の交流の活性化を図ることを主としたスペースを設置する。

(2) 中学高等学校・第二中学校高等学校

①海外研修プログラムの充実

カナダ、ニュージーランドの協定校への海外研修を充実させる。特に、ニュージーランドにおける研修先との交換留学を含めた多様な交流の具体的な展開を図る。

②姉妹校の提携による交流活動の推進

高等学校において、姉妹校協定を締結したニュージーランド セントマーガレット校と交換留学を含めた多面的な交流活動の展開を図る。

③交換留学生プログラムの推進

第二高等学校において、平成26年度に締結したニュージーランド ワイヒカレッジとの協定に基づき、同校とのホームステイ制度・交換留学生プログラムを実施する。

交換留学生を対象に、日本語教育を学ぶ学生がプログラムチューターとなり、交流プログラムを実施する。

④国内における国際交流活動の充実

「短期英語集中講座」や「英会話合宿」等それぞれのレベルに応じた短期集中型の講座を開講するほか、スウェーデンの高校生とのインターネットを通じたコミュニケーション（日本語・英語でのメール等）による交流及び大学・短期大学在学生の留学経験者との交流など様々な形態での交流活動を実施する。

(3) 学園の国際交流活動に関する組織体制の整備

国際交流活動に対する組織体制を含めた今後の支援体制の在り方について検討する。

4. 広報活動の推進

(1) 学園全体

①ホームページのリニューアル

閲覧者の視点に立って、速報性・正確性・説明性に富むとともに注目度の高まる見せ方、発信の仕方ができるホームページに全面リニューアルする。4月より学園、大学・短大ページを、7月までに中学高等学校・第二中学校高等学校・幼稚園及び情報センター・図書館のリニューアルを実施する。

②学園報の発行

創立 130 周年記念特集として、学園の歴史と現状、今後の展望に関する誌面を構成し、ステークホルダーへの的確な情報提供を図る。

③学園一体となった広報活動の取組

学園広報委員会、大学・短期大学広報委員会及び中学高等学校・第二中学校高等学校・幼稚園広報委員会で企画・立案し、各設置校における広報活動が密に連携し、学園一体となった広報活動を推進する。

④学園内外の人的ネットワークの強化

櫻友会との連携協力関係の充実を図り、学園の全国的な知名度向上に努める。

⑤メディアとの関係作り

新聞社・出版社・テレビ局等との関わりにおいて、広告掲載だけでなく、プレスリリース時に支援を受けうる関係作りに継続して努める。

⑥危機管理としての広報活動の展開

様々なリスクから派生する課題を想定し、各設置校における「危機管理マニュアル」の作成を行う。また、災害等緊急事態発生時にホームページ上で学園の対応について迅速に掲出できるニュース掲載システムを設定し不測の事態に備える。

⑦情報収集体制の構築

各校のトピックスを迅速に発信する体制を確立する。また、学園の迅速かつ的確な意思決定に資することを目的として、認証評価への対応を踏まえ、学園基礎データの作成と積極的な公表に努める。

⑧学園創立 130 周年に関する広報活動の取組

学園創立 130 周年記念事業として「共立女子学園百三十年史」を刊行する。

また、学園創立 130 周年記念事業として、学内外で実施される各種イベントを踏まえたグッズ等を製作する。その他、教職員の名刺や各設置校における封筒等にもシンボルマークを積極的に活用し、学園の広報活動の充実に努める。

(2) 大学院・大学・短期大学

①地域、卒業生、在学生及び保護者との連携の強化

地域、卒業生、在学生及び保護者との良好な関係の確保、円滑なコミュニケーションの積み重ね等による日常的な広報活動に取り組む。

②在学生家族懇談会の全国展開の推進

在学生出身地域の主要な都市を中心に開催することを前提として、全国 15 会場にて開催する。なお、継続して櫻友会と連携した、保護者、卒業生、本学入学希望者等とのコミュニケーションの充実を図る。

③学生募集のための広報活動の強化

大学の認知度、関心度をアップさせるため、「受験生応援サイト」の開設や大学案内の刷新やオープンキャンパスの内容充実や高校訪問の実施など積極的に展開する。

(3) 中学高等学校・第二中学校高等学校

①地域、卒業生、在校生及び保護者との連携の強化

地域、近隣の教育機関、卒業生、在校生及び保護者との関係強化に努めるため、地域イベントへの生徒の参加や、ウィーン少年合唱団公演などの校内イベントに近隣関係者を招待するな

どを通して交流を図る。

②生徒募集のための広報活動の強化

認知度を高めるため、競合校との比較・分析、パブリシティ媒体への掲載、進学相談ブースでの広報やホームページの表現を工夫する。

中学高等学校においては、学校見学のWEB予約システムの導入により、来校者の情報を事前に把握し、来校者の求める情報を直接提供することで満足度を高める。

第二中学校高等学校においては、教科やクラブ活動に関する学校説明会の内容充実を図る。

③広報内容の充実

中学高等学校においては、従来の取組に加え、受験直前期の冬季オープンキャンパス開催など、学校説明会の実施回数を増やすとともに、塾スタッフ向けの説明会を開催する。また、教育内容や活動が具体的にイメージできるような学校紹介動画の内容充実を図る。

第二中学校高等学校においては、教育活動、学習環境・支援等の取組を具体的かつ受験生の理解しやすい内容に改善して発信する。特にインターネット媒体（ホームページ・Facebook・Twitter）の内容の一層の充実を図る。

(4) 幼稚園

①地域、卒園生、在園児保護者との連携の強化

卒園生の入学式等の行事に教職員が出席し、良好な関係の維持に努めるとともに、在園児保護者との懇談会や保護者会のコミュニケーションを通して良好な関係を維持する。また、文京区の子育てフェスティバルにおいて本園の教育活動に関する情報の展示や資料配布を行う。

②園児募集のための広報活動の強化

園庭開放・絵本読み聞かせ・体験入園等を積極的に行い、本園の教育内容の推進に努める。

また、学園ホームページで園内の最新情報を随時提供する等、教育活動の積極的な情報提供を通して入園者の確保に努める。

③広報内容の充実

教育活動、学習支援、心身の健康づくり、安全の確保等、園の取組を具体的かつ理解しやすい内容で発信する。

5. 情報通信環境の整備充実

(1) 学園全体

①情報通信技術を利用した教育支援

教育環境の充実のため、双方向型授業への展開を目指し、ICT 機器導入を推進する（クリッカー、IT 教卓）。

※クリッカー：スチューデントレスポンスシステム（講義者と学習者の双方向コミュニケーションを可能にするツール）の1つ。

※IT 教卓：パソコン、プロジェクター、書画カメラ、電子黒板等を束ねて接続し、ICT 機器の利活用を補助する教卓。

②情報通信技術を利用した学習支援

クラウドサービスの利用推進のため、新2号館に無線LANを配備し、自主的に学修（学習）に取り組むことのできる環境の提供に努める。

③情報通信技術を活用した学園の業務執行の効率化

会議のペーパーレス化の推進を図る。また、関連各部署との連携を図り、窓口業務の電子化（ラーニング・コモンズ内グループ学修室の予約、出願システム、図書購入申請等）を推進する。

※クラウドサービス：インターネットなどのネットワークを通じて、必要に応じて利用者に提供するサービス（Google ドライブ等）

(2) 大学院・大学・短期大学

①情報通信技術を活用した教育活動の充実

教育の質の向上に資するため、一部の情報演習室において、多彩な機能を有した電子黒板の導入や双方向型授業の展開に向けたタブレット端末を整備する。

②次世代 kyonet の構築

kyonet とクラウドサービス等（LMS 含む）の連携によるネットワーク環境を活用し、学生の効率的な情報収集と効果的な学修支援を促進する。その一環として、図書館アプリを導入し図書館システム、ラーニング・コモンズ内の学修予約などを手軽に活用できる環境を整備する。

※LMS：ラーニング・マネジメント・システムの略称。ネットワーク経由で、パソコンや携帯端末を利用して教育を受けるためのシステム。

(3) 中学高等学校・第二中学校高等学校

中学高等学校においては、新たな ICT 環境充実のため電子黒板機能付、無線機能付プロジェクターを教室（普通教室、セミナールーム等）に配備する。

第二中学校高等学校においては、教科教育充実の一環として、職員室や会議室内に無線 LAN 環境の整備し、教員の ICT 活用を推進する。

(4) 幼稚園

グループウェア及び Kyoritsu Gmail などの情報ネットワーク環境を維持する。

※グループウェア：企業など組織内のネットワークを活用した情報共有のためのシステム。

6. 地域・卒業生・保護者との連携

(1) 大学院・大学・短期大学

①地域との連携

千代田区との災害時の連携協力、神保町ブックフェスティバル・「千代田学」事業への参加、共立アカデミー・公開講座の開講など、継続して地域と連携して地域の活性化に貢献する。

地域の子育て支援の一端を担ってきた、家政学部児童学科付設の「発達相談・支援センター」を、地域連携のための全学的な組織と位置付け、大学付設のセンターとして環境の整備を進める。

家政学部建築・デザイン学科の「建築&デザイン総合演習」、看護学部の「地域看護学援助演習」などの正課教育において、千代田区、地域の NPO と連携した授業を実施する。

公開講座を八王子キャンパスと杉並寮で開催し、地域の活性化に貢献する。また、NPO 法人銀座ミツバチプロジェクトと連携協力し、中央区・千代田区・文京区で環境教育活動に取り組む。

②保護者との連携

新入生保護者説明会や在学生家族懇談会など継続的な交流機会を図る。また、本学の教育活動の理解を深めていただく一環として授業見学会の実施や保護者アカウントの作成し、学生の成績、時間割、出席状況などの情報提供を継続する。

③卒業生との連携

在学生家族懇談会を櫻友会（卒業生組織）と連携協力し、内容の充実を図る。また、卒業生名簿の整備をするにあたり、正確な情報の把握とその活用方法について検討する。

(2) 中学高等学校・第二中学校高等学校

①地域との連携

生徒会活動等を中心として、地域企画に積極的に参加し、近隣地域との協力関係を強化する。また、積極的な情報提供と地域の評価を学校の活動に反映する体制を整備する。

②保護者との連携

出版物やホームページを通じ、保護者に対し学校の活動について理解しやすい情報提供を行う。また、教育活動に対し保護者の協力を得られるよう、保護者からの相談に積極的に対応できる体制を整備し、保護者の理解と評価を得ることに努める。

教育活動に対し保護者の理解・協力のもとでデジタル通信機器の利用を順次導入するため、保護者からの相談に積極的に対応できる体制を整備する。

また、生徒の健康管理については保護者との連携の下、健康診断・歯科検診の結果の的確な連絡、感染症についての情報提供等を通して、病気予防に万全を期す。

③卒業生との連携

同窓会組織による卒業生データの整理・管理、会誌「桜の友」の発行、ホームページの充実、各種行事への積極的な参加・協力を通じて、卒業生と学園、在校生及びその保護者との相互理解・連携に努める。

中学高等学校においては、卒業生によるチューター制度等を継続して実施し、より一層の卒業生や同窓会との連携の強化を図る。また、第二中学校高等学校においても、学習支援体制の充実を目指し、卒業生によるチューター制度の導入に向けて準備する。

(3) 幼稚園

①地域との連携

園庭開放と絵本の読み聞かせを継続して実施する。また、預かり保育に対しては地域貢献の観点から柔軟に対応し、近隣小学校との連携についても検討を開始する。

②保護者との連携

教育活動、学習支援、心身の健康づくり、安全の確保等、園の取組の可視化と理解しやすい情報発信に取り組む。また、保護者懇談会を実施し、相談に積極的に対応し、保護者の一層の理解と評価を得ることに努める。

③卒園生との連携

園見学を卒園生保護者と連携協力して実施する。また、同窓会を開催し、相互理解を図るとともに、情報交換の機会の充実に努める。

7. 省エネルギーの推進

新 2 号館運用後の実排出量の値より、第二計画期間内における総排出量の見通しを立て、変更後の基準排出量と第一計画期間の超過削減量を加味して、円滑な省エネルギーの推進に努める。

8. 施設設備の整備

(1) 新 2 号館の建設

①建設スケジュール等

創立 130 周年を記念して新設する新 2 号館を 9 月から供用開始する。また、教育研究活動の充実を目指し、学生・教職員等のニーズを踏まえ、「新たな知の拠点」にふさわしい什器の選定作業を進捗させるとともに、各施設の運用体制の整備を行う。

②図書館の機能強化

新たな学修支援への対応に必要なサービスとその運営方法及び体制の検討を行う。また、新 2 号館図書館については、学修支援・教育活動支援を効果的に実施するための配架計画を実行する。

③博物館の活用

博物館相当施設の登録を見据えて、関係部署と調整し運営・管理のルール作り及び実績を蓄積し、平成 29 年度初めの登録申請に向けた準備を進める。

④体育室の活用

実施する授業ニーズを踏まえて、備品用品の移動、整備を行い、各施設の利用方法を整備する。

(2) 神田一ツ橋キャンパス内の施設

①当面の対応

全学的なキャンパス整備のランドデザインを策定し、計画的な施設整備の体制を整備する。

②1 号館

グローバル教育充実のため、視聴覚室教室をランゲージスクエアに改修する。また、全学的見地から計画的に建替えも視野に入れつつ検討する。

③3 号館

看護学部（平成 25 年度開設）の年次進行及び平成 29 年度開設を目指した看護学研究科の必要要件（国の設置基準）を踏まえた環境を整備する。また、学生生活環境の充実のため、地下 1 階の食堂とラウンジの拡充改修工事を実施する。

④4 号館

全学的見地から計画的に 4 号館の扱いについてできるだけ迅速に検討する。

⑤共立講堂

平成 28 年 4 月の入学式終了後から平成 29 年 3 月卒業式前までを工期として、屋根及び天井等の改修工事を実施する。関係部署と調整の上、改修工事中は各種行事等の実施に支障が生じないように代替施設の利用など調整を行う。

(3) 神田一ツ橋キャンパス以外の施設

①共立大日坂幼稚園、大日坂 2 号館

園児等の安全確保のため、必要な修繕を行いつつ安全な建物として維持していく。

②戸田艇庫

学生生徒等の安全確保のため、必要な修繕を行いつつ安全な建物として維持していく。

③研修センター杉並寮

学生生徒等の安全確保のため、必要な修繕を行いつつ安全な建物として維持していく。

④研修センター軽井沢寮

学生生徒等の安全確保のため、必要な修繕を行いつつ安全な建物として維持していく。

⑤研修センター河口湖寮

火災報知設備の更新を行い建物の維持及び保全を図る。

⑥杉並苑

現状のまま建物を維持することについては、安全上の問題があるため、立ち入り禁止とし、解体の実施時期について、建築費の高騰等の状況を見極めながら検討する。

(4) 設備・所蔵品の適切な管理

安全性確保の観点に立って設備の管理を行う。収蔵品については、博物館相当施設申請に関する収蔵品目録などの必要申請書類の整備を進める。

9. 管理運営の充実

(1) 一体的な学園運営の強化

各種行事や教育研究活動、国際交流活動、広報活動等学園の活動全般にわたり、法人と各設置校、設置校間との連携を密に学園運営の強化に務める。

(2) 自己点検・評価及び学園中長期計画の進捗管理

法令・規程の遵守、教育研究活動の推進、学生生徒等への支援等、学園の管理運営について、不断に自己点検・評価を行い、学園の管理運営の改善充実に生かす体制及び学園中長期計画の進捗状況を管理し、同計画の推進を促す体制を整備する。

大学・大学院においては、平成 22 年度の受審時の課題への対応状況の確認と学内データベースの整備を行い、内部質保証の実質化に向けた検討を行う。また、平成 29 年度の第三者評価を見据えた対応策を各委員会及び関連各部署と連携して検討・作成する。

短期大学においては、平成 28 年度の第三者評価の受審に向け、各委員会及び関連各部署と連携した自己点検・評価の実施し、その結果の取りまとめを行い報告書を作成する。

(3) リスクマネジメント体制の整備

災害発生時の緊急対応、学生生徒・教職員等の安全の確保、SNS 等情報ツールによる情報の流出や誤った発信の防止等、リスクマネジメント体制を全学的に強化する。

(4) 事務局の組織の改善と人事諸制度の整備

①事務局の組織の見直し・再編の実施

「事務組織改編検討プロジェクト」の活動を継続し、新しい事務組織へのスムーズな移行と、新事務組織が有効かつ実効性のある組織となるよう下記の事項を検討する。

- ①新事務組織に符合した新しい役職位、及び人事制度
- ②新しい人事制度に見合った処遇（給与）制度
- ③新事務組織と各種委員会との関連の見直し・検討

②事務職員の人事・研修制度の整備

「事務組織改編検討プロジェクト」において、新しい組織に符号した職位とそれぞれの職位に期待される能力の検討を行う。また、体系的な職員研修制度の構築を目指し、FD・SD 研修会をはじめとする全学的な研修を実施する。

10. 財政基盤の確立

(1) 財政施策の展開

学園中長期計画に基づく教育改革の推進と関連させて、財政の見通しを検証する。また、教育改革、人事施策、施設設備計画等を滞りなく推進するために、財政運営計画の基礎となる財政シミュレーションを行い、収支均衡の取れた財政施策を展開する。

(2) 予算制度の運用

平成 27 年 4 月から施行された学校法人会計基準の一部改正に伴う、新たな予算書・財務計算書類に基づいて、事業活動収支区分の分析を行い、平成 29 年度の予算編成方針に反映させる。

また、教育充実特別予算の成果を検証し、予算の傾斜配分の有効性を鑑み、平成 29 年度の予算編成方針を策定する。

Ⅲ. 大学院・大学・短期大学

1. 教育研究組織の改革

(1) 大学院（博士課程）の整備

大学院委員会における検討をふまえて、学部教育との接続の観点から、博士課程の整備について検討する。

(2) 文芸学研究科文芸学専攻（修士課程）の教育の質保証

安定的な入学者の確保を目指し、設置計画を確実に履行する。

(3) 看護学研究科看護学専攻（修士課程）の整備

平成 28 年 3 月に設置認可申請手続きを行い、平成 28 年 8 月末の認可を目指す。

(4) 家政学部児童学科の教育の質保証

平成 27 年 4 月より行った入学定員増の安定的な入学者を目指し、設置計画を確実に履行する。

(5) 文芸学部・国際学部の差異化

国際学部において、英語で聞き、英語で考え、英語で発信する「GSE プログラム」を導入し、国際的視野に立った専門教育を展開する。

また、両学部における教員の専門性を活かして日本の文化を英語で学ぶ「KJE プログラム」の開講に向けて準備を進める。

(6) 短期大学の教育の質保証

今後も安定的な入学者の確保を目指し、社会のニーズを踏まえた体系的な教育課程及び教員組織の編成を計画的・戦略的に検討する。

(7) その他の取組

カリキュラム・コース改革等

建学の精神である「女性の自立と自活」を達成するため、ライフキャリア支援の観点から、正課教育、正課外教育、正課外活動の有機的に機能する教育プログラムの検討を行う。

2. 教育活動の改善充実／教育の質保証のための取組

(1) 3つのポリシー

一貫性のある、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの再定義に向けた検討を継続する。

特に、アセスメント（検証・測定）可能なポリシーとするため、標準化テストや各種国家試験合格率などの定量的尺度やルーブリック評価や授業アンケート等の定性的尺度を適宜組み合わせて学修成果の可視化を図り、それぞれのポリシーの適切性を担保する。

(2) エビデンス・データ／IRの推進

データや結果に基づいた意思決定を行う風土の醸成に努める。特に、学生の学修成果の支援に資する、教学データベースの整備や学生調査などの定性的情報の一元管理を推進する。

(3) 教育内容の充実

平成 27 年度に作成した履修系統図をもとにカリキュラムの点検、開講科目の順次性や授業レベルの確認を行い、初年次から卒業年次までの体系的な取組を支援するカリキュラムマネジメントを図る。

(4) 教育方法・履修指導の充実

学生の学修時間の増加に向けた教育方法の改善等に向けて、全学においてシラバスチェックを実施するとともに、改善施策について検討を進める。また、学生の主体的な学修を促すための工夫がなされている先行的な教育方法について学内共有を図り、学生の学修成果の向上を目指す。

(5) 組織的な教育体制の構築

学長を中心としたチームでのマネジメント体制の構築に向けた環境整備に努める。特に、委員会制度の役割、責任主体の明確化について重点的に検討を進める。特に、ラーニング・コモンズを中心とした新たな学修支援体制の検討を進め、新 2 号館の供用開始とともに運用可能な環境整備に努める。

また、教育改革や全学的な取組に対する経費を支援し、その成果により表彰『学長賞』を行う大短 GP を導入する。採択事業の確実な履行と学修成果の把握に努める。

3. 研究活動の充実

(1) 学内外の資源を活用した研究活動の充実

大短 GP に採択した事業で、特に教育改善や全学的な波及効果を及ぼした教員に「学長賞」として教育研究費の増額を行うなど、意欲ある教員への研究支援の充実を図る。また、総合文化研究所の活動を充実するとともに、学外の教育研究機関等との共同研究を推進する。

(2) 研究面における国際交流の充実

協定校・提携校をはじめ海外の教育研究機関等との研究交流を活発に行い、研究活動の充実に努める。

(3) 研究環境の整備

平成 27 年度に設置した研究倫理委員会において、適正な研究活動・研究支援を行うため、教職員を対象にコンプライアンス教育や研究倫理教育を実施する。また、生活科学系大学知的財産管理ネットワークに参加し知的財産に関する最新情報の収集と学内共有を図る。

(4) 研究成果の社会還元と外部資金の獲得

平成 28 年度分科研費については、前年度同時期対比で 2 件増となる 30 件の応募申請があった。引続き、科研費の申請件数、採択件数拡充等、外部研究資金の獲得に積極的に取り組む。

また、知的財産取扱規程に基づき、本学が承継した権利の適正な管理を行い、知的財産権取得後の社会還元を目指す。

4. 学生支援活動の充実

(1) 学修支援

アクティブ・ラーニングをはじめとする多様な学修スタイルに対応可能な環境の整備を進め、新2号館において整備した環境の有効な活用を促進する。

正課教育においては、学位授与方針に基づき、社会的・職業的自立に必要な能力を養成するための体系的な教育課程のあり方について検討を行う。

特に、教養教育科目の「総合表現ワークショップ」や家政学部建築・デザイン学科の「建築&デザイン総合演習」、看護学部の「地域看護学援助演習」など正課教育において展開される課題解決型授業の評価・検証を行い、教育方法の改善・充実に関する取組をさらに促進する。

正課外教育においては、共立アカデミーで社会的・職業的自立に必要な、就職及び資格取得の講座を充実させていく。正課外活動に関しては、クラブ活動や短期完結型の学生主体のプロジェクト活動として「共立 Stand up!プロジェクト」制度の導入などで、学生の自主的活動を支援する。

また、無料充電スポット及び学生食堂の利用マナーの更なる向上と運用に努めるとともに、キャンパスアメニティの整備・改善に努める。

(2) 生活支援

経済的な学生支援と安心して学べる教育機会を確保すること、学業成績優秀な学生を支援する観点から、日本学生支援機構奨学金のほか、共立女子大学・共立女子短期大学実務体験奨学金等の本学独自の奨学金の経済的支援の実施と充実を努める。また、奨学金に係る情報提供と相談体制、フィジカルヘルス及びメンタルヘルスに係る相談体制を整備し、学生支援に努める。

(3) 就職・進路支援

①キャリア教育支援

「キャリアデザインシート」の活用を含め、4年間あるいは2年間を通じた正課教育・正課外教育正課外活動が連動した体系的なキャリア教育プログラムを実施する。

②社会人基礎力の養成

卒業生の就職先企業を中心に100社以上から収集した求める人材像や能力について整理を行い、現状の教育課程・教育内容・教育方法等の改善に向けた情報提供を各委員会に行うとともに、学士力・社会人基礎力等に資する正課外講座の充実を図る。

③個別相談への対応

各業種・業界の採用活動時期を見極めつつ通年において柔軟な支援体制を構築する。特に、キャリアカウンセラーによる個別相談の継続と、優良企業ならびにグループ関連企業の採用選考への対応と、秋以降の就職進路未決定者への重点的な支援を行う。

④多様な方法による就職支援

全学共通教育の基礎ゼミナール(1年次必修科目)の副教材として導入した「キャリアデザインシート」を継続実施し、正課教育内外で将来・進路について考察する機会を提供する。

⑤インターンシップ制度の充実

職業観・就業観の養成を目的に、学生のインターンシップへの参加を促進する。また、インターンシップに関するガイダンス内容の充実(インターンシップ体験者の活動成果の可視化等)、企業からの案内に対して迅速な学生への周知を行う。

⑥きめ細かな支援体制の構築

新規の求人数の増加に向けた取組として、企業への求人依頼件数を平成27年度同様に4500社へ送付するとともに個別企業への求人開拓を実施することで、産業界との連携を強化する。

また、カウンセラーを中心にきめ細やかな支援等、手厚い就職支援体制を維持する。

⑦卒業生との連携

在學生に卒業後のキャリアプランやライフスタイルについて相談できる機会として卒業生との懇談会を定期的実施する。また、卒業生名簿の質向上に向けた取組を推進する。

5. 入学者の確保

(1) 入試方法の改善

高大接続改革を踏まえ、新たな入試制度の検討を行う。特に、英語外部試験の導入に向けた環境整備に努める。また、併設校からの多様な受験機会を提供するため併設校センター特別入試を実施するとともに、櫻友会との連携を図り、櫻友会支部推薦入試を新たに実施する。

(2) 広報戦略に基づく学生募集活動の強化

①パンフレットの改善

受験生の視点で知りたい内容が素早く入り、伝わりやすい情報提供を目指してパンフレットを刷新する。また、デジタルパンフレット化し、Web上で閲覧可能な環境に整備する。

②オープンキャンパスの改善

本学の教育内容等についてより理解してもらうため、学部案内、受験業界等による講演、学生体験記等を継続する。また、平成27年度アンケートの集計・分析を踏まえた、日程や開催時間の変更を行う。

③学生広報スタッフの活用

受験生の身近な相談相手として、「KWU オープンキャンパススタッフ（学生団体）」による企画・運営のほか、広報誌の作成やグッズの制作、母校訪問活動などの広報活動への協力体制を継続する。

④高校訪問の戦略的展開

高大接続の観点から、学内での教育改善に関する取組や高校現場における課題の情報共有を目的に、組織的な高校訪問を展開する。また、予備校、学習塾への訪問及び資料送付の充実を図る。

⑤学校見学方法の見直し

オープンキャンパス等のイベント開催日以外の学校見学者に対し、KWU オープンキャンパススタッフ（学生団体）の活用、教員による説明や相談を実施するなど、きめ細かい充実した対応を実施する。

⑥新たなDM（ダイレクトメール）戦略の展開

資料請求者や進学相談会などの参加者に対する継続的なコミュニケーションツールとして、ダイレクトメールを活用するとともに定期的に学内情報を提供する。

⑦既存の広報戦略の見直しと新たな広報戦略の実施

受験雑誌、受験業者サイトへの掲載内容の点検し改善を図る。また、各媒体別の資料請求者数等の指標を基準に点検・評価し、訴求度の高い広報媒体に集約する。

⑧櫻友会・後援会との連携による募集活動の強化

櫻友会・後援会等を通じて卒業生や保護者との連携を密にし、特に卒業生子女推薦入試、卒業生教員推薦入試の広報活動を展開する。また、在學生家族懇談会において進学相談会を開催する。

6. 管理運営体制の充実・教員組織の適正化

(1) 管理運営体制の充実

学長を中心とした教学ガバナンス体制の充実の観点から委員会制度等の整備を行い、教学ガバナンス体制の実質的に機能する体制を検討する。また、教職員合同の「FD・SD 研修会」を実施するとともに、各種会議にて本学の経営課題について周知の徹底を図る。

(2) 教員組織の適正化

今後の定年退職者を考慮するとともに、将来構想を踏まえた人員補充の必要性を学長のもと検討し、基本教員数に基づいた人員管理を行う。

また、経営的視点と教学的視点の両側面を考慮し、人員配置を行う。特に、新 2 号館に設置予定のラーニング・コモンズにおいて、新しい教育サービスの提供を担う人材の配置について、学内の人的資源を配慮のうえ配置する。

(3) 高大連携の強化

設置校（中学高等学校・第二中学校高等学校）との連携を図り、入学者選抜方法の改善に向けた協議を継続するとともに、教育内容・教育方法について情報の共有を大短 FD 委員会にて行う。

また、高大連携を一層強化する観点に立ち高校訪問を行い、高校における教育指導体制・教育活動の現状と課題について聞きとりを行い、得られた情報を入学者選抜や教育内容の改善に活用する。

IV. 中学高等学校・第二中学校高等学校

1. 教育活動の改善充実

(1) 建学の精神・新学習指導要領等を踏まえた教育の推進

建学の精神・新学習指導要領・学則を踏まえ、生徒一人ひとりの豊かな成長を目指し、学校一体となって教育活動に取り組む。教育活動を進めるに当たっては、生徒に適切な勤労観・職業観を形成し、社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度の育成を図るキャリア教育の充実に特に留意する。

また、社会的要請、地域や保護者等の要請、生徒の学力等の状況を踏まえ、特に体験的な学習や問題解決的な学習、生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習を促すことを目指して教育内容・方法の改善を図る。

新学習指導要領、高大接続改革実行プラン（文部科学省）等を踏まえた、グローバル教育はもとより、アクティブ・ラーニングの手法やICTの活用に、学校が一体となって取り組む。第二中学校高等学校においては今後のグローバル人材の育成を目指し、生徒の社会課題に対する関心と深い教養やコミュニケーション能力、問題解決力等の素養を身に付けるための教育内容・方法の研究を継続する。

(2) 教育課程・教育指導の見直し・改善充実

体験的な学習や課題解決的な学習機会の提供、生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習を導くための教育内容・方法の改善を図る。

また、知識や技能を単に習得するだけにとどまらず、その知識や技能を活用するために必要な「思考力・判断力・表現力」の育成を、行事を含めた学校諸活動を通して推進する。

(3) 指導力の向上

教員の指導力向上を図るために、校内での研究授業の実践や校外での研修への参加を通して、指導内容や方法に関する研鑽を積むことができるように図る。参加者が得た情報・技術・知識を教科・部門・学校全体で共有し組織的に教育改善に取り組み、生徒一人一人に応じたきめの細かい指導の強化を図る。

(4) 教育機器の有効な活用

電子黒板機能や無線LAN機能が付いた湾曲黒板を導入する。また、タブレット端末の利用法を探るために、試行的にタブレット端末での教育方法の研究を行う。また、生徒に対しては、自宅学習をサポートするウェブサービスを試験導入し、その活用状況について検証する。

2. 生徒支援活動の充実

(1) 学習支援・進路支援

教育改革や大学入試改革の動向を見据えながら、正確な情報の入手と大学進学等進路実績を踏まえた課題に迅速に対応できる体制の構築を目指す。また、他校の取組と社会のニーズも見つつ、学習支援・進路支援の改善充実を図る。

中学高等学校においては、平成26年度より導入したベネッセの「進研模試デジタルサービス」を、有効活用し、生徒一人ひとりへの支援の充実を図る。また、図書室に自習コーナーを設置するなど、自学自習環境の整備を行う。

第二中学校高等学校においては、学力推移調査や各種模試、学習状況調査の結果を分析し、教科担当者間で情報共有できる環境を整備し、学習支援・進路支援の充実を図る。

(2) 心身の健康づくり

学校を挙げて豊かな人間関係づくり、生徒一人ひとりの心身の健康づくりに取り組む。特に、命の大切さについての指導、自らの言動に責任を負うことの大切さについての指導、礼儀を重んじ、ルールの遵守とマナーを身に付けさせる指導などの徹底を図る。また、保健室、カウンセリング室との連携を図り、保健に関する指導・相談体制を充実させ、心身の健康づくりに万全を期す。

(3) 生徒の安全の確保

保護者・外部機関との連携協力を図りつつ、生徒の安全の確保に万全を期す。また、「危機管理マニュアル」の周知・徹底を行うとともに、避難訓練を随時実施し、緊急時に生徒が適切に行動できるよう指導を徹底する。

3. 入学者の確保

(1) 新入学者の確保

法人・設置校が一体となって、教育課程・教育指導の改善充実、入試方法の工夫改善、効果的な広報活動の実施、卒業生・保護者等との連携の強化等に取り組み、新入学者の確保に最大限努力する。

中学高等学校においては、説明会実施回数を増加させるとともに、WEB 予約システムを導入し、参加予定者の事前把握により適正な会場設営や説明内容の工夫を行い参加者の満足度を高める。

また、本校の教育内容をホームページや学校案内などでアピールしていく一方で、C日程入試の受験日の変更などの情報を早期に受験生にも周知するための工夫を図っていく。

第二中学校高等学校においては、WEB 予約システムを導入し、入試説明会等の予約、入試出願、検定料・入学金の決済などの業務管理の効率化を図るとともに、多様な可能性を持った受験生・入学者の獲得に向け、スポーツ・芸術等の成績による奨学金制度の実施や交通アクセス向上のため、新運行ルート（八王子みなみ野駅～二中高）の定着を図り募集エリアの拡大を図る。

(2) 転編入学者の受入れ

在籍生徒数が定員に満たない学年については、積極的に転編入学者を受入れる。また、転編入学後のフォロー体制の充実を図る。また、海外からの帰国生の積極的な受入れに努め、受け入れ体制について改善充実を図る。

4. 管理運営体制の充実・教職員組織の適正化

(1) 管理運営体制の充実

法人の経営課題や設置校の課題について法人及び設置校の教職員一人ひとりが迅速かつ正確な情報の共有化に努める。

教育活動、生徒支援活動、その他活動の全般にわたって、設置校間の連携協力関係の強化に取り組む。

(2) 教職員組織の適正化

校長は、教職員の協力の下、教育指導の一層の充実を図るため、校務分掌、学年間の連携、教科間の連携等、教職員組織の現状について点検評価を行い、見直しを行って、最善の教育指導体制の構築に努める。

入学者確保の実情や教育活動の内容等を踏まえて、国の設置基準等を参考に教職員定数を定め、適切な教職員組織を維持する。

(3) 定員規模の検討

今後の入学該当年齢人口の推移や近年の入学志願者数の動向等を調査・分析し、今後の定員規模の在り方について検討する。

(4) 高大連携の強化

高大連携を一層強化する観点に立ち教育指導体制・教育活動において相互に支援する取組を進める。また、入学者選抜について設置校に特別に配慮した制度を拡充するため、大学との協議を継続する。

V. 幼稚園

1. 教育活動の改善充実

(1) 建学の精神・新幼稚園教育要領等を踏まえた教育の推進

建学の精神・新幼稚園教育要領・園則を踏まえ、園児の一人ひとりの健やかな成長を目指し、園一体となって教育活動に取り組む。特に、新幼稚園教育要領において期待されている園児に義務教育及びその後の教育の基礎を培うことに留意して、教育活動を進めるとともに、カリキュラムの検討を継続する。

(2) 教育課程・教育指導の見直し・改善充実

日々の教育活動をより充実したものとするため、平成 27 年度の学校評価を踏まえ、教育課程、教育指導等の改善充実に努める。また、自己点検・評価を行い、その結果を踏まえて教育課程、教育指導、運営計画の改善に努める。

(3) 指導力の向上

教員の指導力の向上に努め、園児の活動・行事・生活等様々な領域を踏まえた園内研修の充実を図る。また、東京都私立幼稚園連合会等外部団体主催の研修会にも積極的に参加し、園内で共有する体制を整える。

(4) 施設設備の整備充実

関連各部署と連携を図り、遊びを中心に育まれる園児の教育活動支援のため、施設設備の整備充実を図る。

2. 園児支援活動の充実

(1) 学習支援

卒園児の教育指導実績に関する調査分析の一環として近隣小学校の行事、公開授業などへ積極的に参加し、その結果に基づいて学習支援活動の改善充実に努める。具体的には、卒園生保護者への調査を実施し、集計・分析を行う。

(2) 心身の健康づくり

健康調査票を作成・活用するとともに、園医・関係医療機関との連携を密にし、保健管理体制の充実強化に努める。

(3) 園児の安全の確保

「危機管理マニュアル」の作成・共有や園庭遊具、保育室、園外活動などに対応した「安全対策チェックシート」を用いて安全点検を年 3 回実施など、安全管理に努める。

3. 入園者の確保

(1) 新入園者の確保

卒園生保護者との連携や在園児が通う幼児塾への訪問など地域に根ざした広報活動を展開するほか、ホームページを活用して園内の最新情報を随時提供する等、教育活動の積極的な情報提供を通して入園者の確保に努める。

また、兄弟・姉妹が在園する園児に対する入園料の一部免除「きょうだい割引制度」について

の広報に努める。

(2) 転編入園者の受入れ

在籍園児数が定員に満たない年次については、積極的に受入れる。

転居・帰国に伴う転園児を積極的に受け入れる。

4. 管理運営体制の充実・教職員組織の適正化

(1) 管理運営体制の充実

法人の経営課題や幼稚園の課題について、法人及び園の教職員一人ひとりが迅速かつ正確な情報の共有化を図るため、パソコン、グループウェア及びKyoritsu Gmailの利活用を推進する。

(2) 教職員組織の適正化

本園の特徴でもある「きめ細やかな指導」を実践し、園児の教育活動の充実を図るとともに、預かり保育等を通じて地域に貢献するための教職員数を確保し、安全・快適な教育環境を維持する。本園の特色化・差異化をどう図るかについて分析研究するため、他園の実情について引き続き調査研究を行う。

また、主任教諭を中心とした教育指導体制を強化するとともに、小学校接続を意識したカリキュラム及び指導体制について検討する。

(3) 他の設置校との連携の強化

幼稚園の活動の充実に資するため、園児の保護者が家政学部付設の発達相談・支援センターの活動である「さくらんぼ」を活用できるよう優先予約体制を維持する。

VI. 平成 28 年度予算の概要

(1) 資金収支予算

(収入の部)

(単位：千円)

科目	平成28年度	平成27年度	増減
学生生徒等納付金収入	8,445,435	8,336,861	108,574
手数料収入	226,217	213,895	12,322
寄付金収入	78,716	73,516	5,200
補助金収入	1,501,691	1,477,151	24,540
資産売却収入	0	30,000	△ 30,000
付随事業・収益事業収入	21,838	21,770	68
受取利息・配当金収入	65,000	101,800	△ 36,800
雑収入	482,346	518,109	△ 35,763
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	1,313,680	1,320,505	△ 6,825
その他の収入	6,219,135	3,016,505	3,202,630
資金収入調整勘定	△ 1,787,678	△ 1,920,515	132,837
前年度繰越支払資金	3,274,061	3,620,027	△ 345,966
収入の部合計	19,840,444	16,809,626	3,030,818

(支出の部)

科目	平成28年度	平成27年度	増減
人件費支出	6,784,824	7,192,039	△ 407,215
教育研究経費支出	3,385,904	2,703,208	682,696
管理経費支出	600,372	571,563	28,809
借入金等利息支出	11,666	13,332	△ 1,666
借入金等返済支出	83,330	83,330	0
施設関係支出	3,194,557	1,867,550	1,327,007
設備関係支出	1,360,064	158,881	1,201,183
資産運用支出	1,000,000	800,000	200,000
その他の支出	118,250	152,929	△ 34,679
〔(予備費)〕	110,000	110,000	0
資金支出調整勘定	△ 108,100	△ 117,269	9,169
翌年度繰越支払資金	3,299,573	3,274,061	25,512
支出の部合計	19,840,444	16,809,626	3,030,818

※平成28年3月時点のものであり、その後の補正によって変更が生じる場合がある。

※千円未満切捨てで記載してあるため合計額と一致しない場合がある。

資金収支予算の概要

平成28年度資金収支予算の収入は、平成25年度開設の看護学部が完成年度を迎えること及び平成27年度より家政学部児童学科の入学定員増に伴い、学生生徒等納入金収入は前年度予算対比で約1億800万円増の約84億4,500万円を計上した。またその他の手数料収入、寄付金収入、補助金収入等も近年の実績を鑑み増加と見込んだ。その結果、前年度繰越支払資金約32億7,400万円を加えた約198億4,000万円を計上した。

支出は、事務職員採用計画の効果及び前年度と比較して退職者減少を見込むことにより、人件費支出は前年度予算対比で約4億700万円減の約67億8,400万円を計上した。平成28年度は、新2号館建替工事、共立講堂天井耐震改修工事、教育環境の充実・整備のための神田一ツ橋キャン

パス再整備により、教育研究経費支出は約33億8,500万円、施設関係支出は約31億9,400万円、設備関係支出は約13億6,000万円を計上した。その結果、翌年度繰越支払資金は約32億9,900万円を計上した。

(2) 事業活動収支予算

(単位：千円)

教育活動収支	収事業の活動	科目	平成28年度	平成27年度	増減
		学生生徒等納付金	8,445,435	8,336,861	108,574
		手数料	226,217	213,895	12,322
		寄付金	78,716	73,516	5,200
		経常費等補助金	1,501,691	1,477,151	24,540
		付随事業収入	21,838	21,770	68
		雑収入	482,346	518,109	△ 35,763
	教育活動収入計	10,756,245	10,641,304	114,941	
	支事業の活動	科目	平成28年度	平成27年度	増減
		人件費	6,669,545	7,147,219	△ 477,674
		教育研究経費	4,785,204	4,066,508	718,696
		管理経費	625,152	597,201	27,951
		徴収不能額等	0	0	0
	教育活動支出計	12,079,902	11,810,929	268,973	
教育活動収支差額		△ 1,323,657	△ 1,169,625	△ 154,032	
教育活動外収支	収事業の活動	科目	平成28年度	平成27年度	増減
		受取利息・配当金	65,000	101,800	△ 36,800
		その他の教育活動外収入	0	0	0
	教育活動外収入計	65,000	101,800	△ 36,800	
	支事業の活動	科目	平成28年度	平成27年度	増減
		借入金等利息	11,666	13,332	△ 1,666
		その他の教育活動外支出	0	0	0
	教育活動外支出計	11,666	13,332	△ 1,666	
	教育活動外収支差額		53,333	88,467	△ 35,134
	経常収支差額		△ 1,270,323	△ 1,081,158	△ 189,165
特別収支	収事業の活動	科目	平成28年度	平成27年度	増減
		資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	6,200	6,200	0
	特別収入計	6,200	6,200	0	
	支事業の活動	科目	平成28年度	平成27年度	増減
		資産処分差額	318,470	936,638	△ 618,168
		その他の特別支出	0	6,617	△ 6,617
特別支出計	318,470	943,256	△ 624,786		
特別収支差額		△ 312,270	△ 937,056	624,786	
〔(予備費)〕		110,000	110,000	0	
基本金組入前当年度収支差額		△ 1,692,593	△ 2,128,214	435,621	
基本金組入額合計		△ 4,059,729	0	△ 4,059,729	
当年度収支差額		△ 5,752,322	△ 2,128,214	△ 3,624,108	
前年度繰越収支差額		△ 2,350,591	△ 4,140,864	1,790,273	
基本金取崩額		0	3,918,487	△ 3,918,487	
翌年度繰越収支差額		△ 8,102,914	△ 2,350,591	△ 5,752,323	
(参考)					
事業活動収入計		10,827,445	10,749,304	78,141	
事業活動支出計		12,520,038	12,877,518	△ 357,480	

※平成28年3月時点のものであり、その後の補正によって変更が生じる場合がある。

※千円未満切捨てで記載してあるため合計額と一致しない場合がある。

事業活動収支予算の概要

教育活動収支区分は、経常的な活動による収支のうち教育活動に係る収支状態を表しており、その収支差額は、約 13 億 2,300 万円の支出超過となる見込みである。支出超過の要因は、神田一ツ橋キャンパス再整備に伴う改修修繕費、新 2 号館竣工に伴う移転費用、創立 130 周年事業費等合わせて約 10 億円が教育研究経費と管理経費に含まれており、教育研究経費は前年度予算対比で約 7 億 1,800 万円増の約 47 億 8,500 万円、管理経費は前年度予算対比で約 2,700 万円増の約 6 億 2,500 万円を計上しているためである。

教育活動外収支区分は、経常的な活動による収支のうち財務活動による収支状況を表しており、その収支差額は、主に資産運用関係により約 5,300 万円の収入を見込んでいる。

特別収支区分は、固定資産の売却や処分等のその年度特有の臨時的な活動に係わる収支状況を表しており、共立講堂、神田一ツ橋キャンパス再整備等一部除却の発生に伴う資産処分差額により、その収支差額は、約 3 億 1,200 万円の支出超過となる見込みである。

以上の 3 つの区分に予備費 1 億 1,000 万円を加え、基本金組入前当年度収支差額は約 16 億 9,200 万円の支出超過となる見込みである。また、基本金組入額は第 1 号基本金に約 40 億 5,900 万円を計上しており、当年度収支差額は、約 57 億 5,200 万円の支出超過となる見込みである。

平成 28 年度は、共立講堂を含む神田一ツ橋キャンパス再整備により収支状況は大幅な支出超過となるが、神田一ツ橋キャンパス整備が一段落することにより、翌年度以降の収支は改善することが見込まれる。また、新 2 号館の竣工は本学の教育環境を大きく向上させ、入学者確保等の財政面での好影響も期待できる。

今後も教育研究、学習環境の維持向上に努めるとともに、財政基盤の安定を図るため収支均衡を目指した財政改革に取り組んでいく。

以 上